



## 国政調査権に基づく資料要求

憲法第 62 条は、「両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる」と定め、議院に国政調査権を認めています。その実際上の行使は、国会の活動が委員会中心主義を採っていることもあり、委員会を中心として行われています。

委員会が行う調査の手法は様々ありますが、その中の一つとして、国会法第 104 条は、「各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない」と定め、憲法に基づく国政調査権の行使として、広く情報収集の手段を認めています。この資料要求は義務規定であり、特に内閣、官公署については、提出を拒否する場合に理由を疎明しなければならない（同条第 2 項）、議院又は委員会は拒否理由を受諾することができない場合に内閣声明を要求することができる（同条第 3 項及び第 4 項）といった規定もあります。なお、罰則による強制力を伴う資料要求手続としては、「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律」に基づく手続がありますが、参議院における実例が少ないため、本稿では制度の紹介にとどめます。

国会法に基づく資料要求は、これまで一部例外を除いて、委員会において全会一致で議決されています。平成以降では、平成 8 年の住宅金融専門会社問題について予算委員会から関連企業に対して、また、平成 22 年に起きた尖閣諸島沖中国漁船衝突事件について予算委員会から海上保安庁長官に対して、それぞれ国会法に基づき資料要求を行った事例があります。

委員会が国会法第 104 条に基づき報告又は記録の提出を求めるには、議長を経由して行わなければならないと定められています（参議院規則第 181 条）。一方で、先例では、内閣、官公署に対しては、理事会の決定により要求する場合又は委員会において委員の要求があり、これに別段の異議がない場合には、成規の手続を省略して、委員長から直接行う例とされています（参議院委員会先例録 281）。これは、国政調査権行使の実際上の担い手である委員会が効率的で機動的な活動を行えるよう、国会法第 104 条に基づく成規の資料要求手続を経ることなく、より簡便な手続として積み重ねられてきたものであり、多くはこの形によって行われています。

以上に述べた資料要求に関する法規・先例は、国政調査権の一態様として議院あるいは各委員会に権限を認めるものであり、個々の国会議員についてその権限を明文上認めているものではありません。しかし、議員個人が国会審議に際して行う資料要求が、最終的には委員会等による要求につながり得ることもあります。したがって、国会が調査機能を十分に発揮する上で、個々の国会議員による資料要求もまた重要であり、政府には可能な限りの協力が求められると言えます。

あきやま けいすけ  
(秋山 啓介・委員部調整課)